



2026年6月25日

各位

会社名 unbanked株式会社  
代表者名 代表取締役社長 胡燕  
(コード：8746 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 竹内博  
電話番号 03-6456-2670(代表)

## 改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2026年5月26日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にて公表のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2026年5月26日付で特別注意銘柄に指定されました。

これを受けて、東京証券取引所による内部管理体制等に関する審査が行われることになっております。当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、企業風土、ガバナンスおよび内部管理体制等の改善計画を策定することとし、その策定および「改善計画・状況報告書」の提出に向けた基本方針を以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

### 1. 改善計画の策定方針

当社は、2026年3月2日付で公表した「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、調査委員会による調査の結果として、当社において、取引先の確認、及び、与信管理が適切に行われていなかったことを確認しております。

当社は、本調査報告書において指摘された原因分析および再発防止策の提言を真摯に受け止め、2026年3月6日付で公表しました「再発防止策の策定に関するお知らせ」のとおり、再発防止策を策定し、その実施に取り組んでおります。

このたび、特別注意銘柄に指定されたことから、当該再発防止策の各施策が十分であるかを再検討するとともに、改善計画に関するスケジュールについて、外部専門家の支援も受けながら改善計画を策定し、改善計画・状況報告書を提出する予定です。

	プロセス	実施スケジュール
1	調査委員会の調査報告書に基づく再発防止策の策定と実施・運用に向けた取組み	2026年3月6日(実施済み)
2	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の再検討	2026年5月26日～2026年7月下旬
3	特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2026年5月26日～2026年7月下旬(予定)
4	日本取引所自主規制法人へ改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2026年7月下旬(予定)
5	改善計画・状況報告書の適時開示	2026年8月下旬(予定)

## 2. これまでに実施した改善策等

### (1) 主要株主の実態調査

現在、当社の主要株主である筆頭株主であるAU投資事業組合への出資者である中谷正和氏に対し、第三者割当増資を実施する前に、外部の弁護士等で構成する特別調査委員会が直接ヒアリングし、純粋な投資目的であることを確認しております。

また、某ネットメディアに掲載された各種情報（別の出資者がいる、金商法違反である等）の真偽を確かめるため、AU投資事業組合の運用者代表でもある中谷正和氏に、当社から問い合わせを複数回行い、いずれも偽情報である旨の回答を得ております。

### (2) 経営陣の意識改革研修の実施

2026年3月のコンプライアンス研修の強化週間の中で、グループ会社の全役職員を対象に、インサイダー取引規制に関するオンライン（動画視聴）研修を実施しました。また、2026年6月に、グループ会社の全取締役及び監査役を対象に、株主との対話の重要性、および特定の株主の利益が会社全体の利益に反する場合の法的責任（善管注意義務）への理解、役員として日常的に意識すべき事項をテーマに、第1回目のコンプライアンス研修をテキストと動画で実施しました。

### (3) 社内規程の周知徹底と継続的な見直し

2026年3月に、社内規程の周知徹底のため、情報共有ツール「Slack」に規程一覧チャンネルを作成し、日常的に目に止まる機会が増えるようにしました。また、2026年3月に、現行の与信管理規程の把握と見直すべきポイントについて、関係部署合同で協議しました。そして、2026年4月と6月にコンプライアンス研修として基本規程の読み合わせ及びその内容確認を実施しました。

### (4) 実効的な与信管理体制の再構築

2026年3月に、現行の与信管理規程を見直すため一部改定の素案を作成し、関係部署で実務上の問題点を協議しました。また、当該規程の見直しと並行して、与信管理マニュアルの策定も進めております。

### (5) 取締役会への網羅的な情報共有

2026年3月から、月次の業績報告にとどまらず、リスク要因となり得る事象（例：マスコミ等によるネガティブ情報）についても取締役会において網羅的に情報共有しております。

### (6) 社外取締役による監視機能の強化

2026年3月から、稟議システム、情報共有ツール、社内ネットワークへのアクセス（閲覧）権を開放し、役員と同じレベルで情報が取得できるようにしました。また、2026年3月から、取締役会決議事項については、稟議システムの承認ルートに社外取締役を加え、賛成・反対の記録がシステム上にも残るようにしました。

### (7) 情報管理の徹底

某ネットメディアに内部情報が掲載されたことを踏まえ、2026年1月にグループ会社の全役職員に対し情報管理の徹底を通告するとともに、情報共有のために毎朝実施していたグループ取締役ミーティングも廃止しました。その後、2026年2月に当社オフィスの執務室（同居する子会社のエリアを含む）及びすべての会議室に盗聴器が仕掛けられていないかを専門業者に依頼して調査し、盗聴器が設置されていないことを確認しました。

以 上